

平成 28 年度(平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月) スチュワードシップ活動状況について

朝日生命保険相互会社(社長 木村 博紀)は、当社のスチュワードシップ活動への取組み、および平成 28 年度(平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月)スチュワードシップ活動状況について以下のとおりお知らせ致します。

<目次>

1. スチュワードシップ活動への取組み

- (1) スチュワードシップ活動の位置づけ . . . P 2
- (2) スチュワードシップ活動の主な目標と対話のスタンス . . . P 3
- (3) スチュワードシップ責任を果たすための基本方針 . . . P 4

2. 平成 28 年度スチュワードシップ活動状況

- (1) 日本版スチュワードシップ・コードの改訂への対応について
 - ① 日本版スチュワードシップ・コードの改訂に対応した基本方針の改正 . . . P 8
 - ② 「スチュワードシップ活動推進委員会」の設置と活動状況 . . . P 8
 - ③ 「議決権行使の方針」「議決権行使ガイドライン」の改正 . . . P 9
 - ④ 「議決権行使ガイドライン」の改正に基づく対話の実施 . . . P 10
- (2) 議決権行使の実施状況 . . . P 11
- (3) 対話の取組み . . . P 19
- (4) 自己評価 . . . P 21

1. スチュワードシップ活動への取組み

(1) スチュワードシップ活動の位置づけ

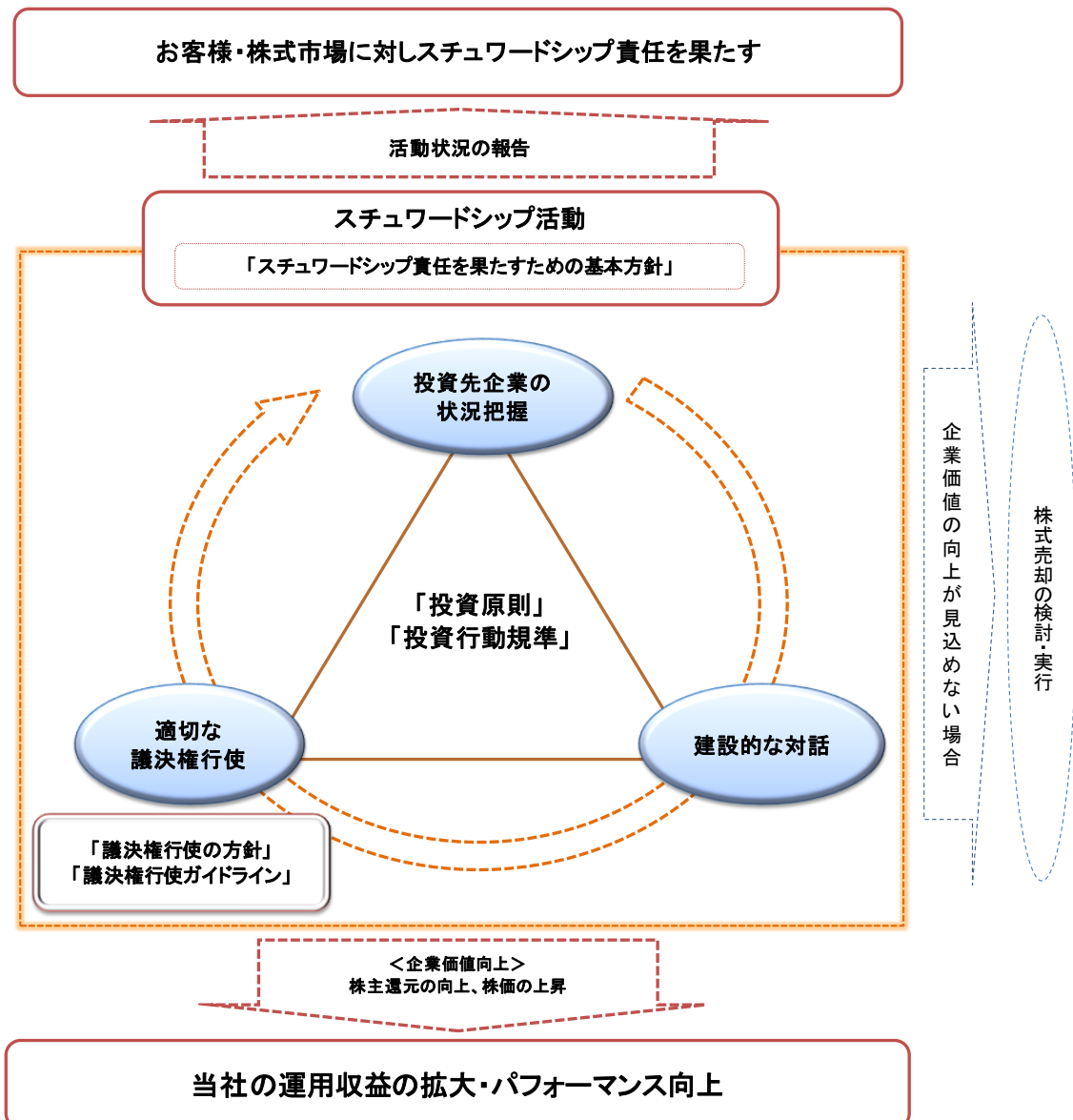
当社はお客様から保険料としてお預かりしている資産を、将来のお支払に備えて安定的かつ効率的に運用することを目指しています。

そのような観点から、株式投資においても持続的な企業価値向上を可能とするビジネスモデルを有し、これを支えるコーポレートガバナンス態勢を整えている企業へ投資することを「投資原則」に定めています。

スチュワードシップ活動は、このような投資活動の実効性を中長期的に高めていくため、極めて重要な業務と位置づけています。

そのため、下図のとおり「投資先企業の状況把握」「建設的な対話」「適切な議決権行使」を3つの柱と位置づけ、PDCAサイクルに基づき運営しています。

<当社のスチュワードシップ活動のイメージ(一般勘定)>



(2) スチュワードシップ活動の主な目標と対話のスタンス

当社では、お客様からお預かりしている資産の運用効率の向上を図るという観点から、「株主還元強化」および「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」を主眼としてスチュワードシップ活動を行います。

そのため、投資先企業との対話に際しては、この2点を主要なテーマとして位置づけ、業績動向、財務内容、経営計画の内容および進捗状況、コーポレートガバナンス態勢等を事前に分析し、対話の対象となる投資先企業を選別し、それぞれの課題を設定した上で、以下の事項について意見交換を行います。

① 「株主還元強化」

- 株主還元に対する考え方
- 継続的に配当性向が低迷している場合はその理由および妥当性
- 現預金等を多く保持しているにもかかわらず配当性向が十分でない場合はその理由および妥当性

② 「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」

- 経営計画等に株主還元に対する考え方や株主還元目標等の設定がない場合、その理由と次期経営計画等への反映の可能性
- 継続的に業績が低迷している場合、業績低迷の要因とそれに対する対応方針
- 法令違反等の不祥事が発生した場合、再発防止策の内容とその実効性および業績への影響

この他、株主総会議案の賛否を判断するための対話を行います。

具体的には、議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」に該当した議案については投資先企業との対話に基づく個別精査を行います。

特に、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、ROE向上等の観点から課題があると考えられる議案については、対話の中で投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明することで、形式的な賛否判断となることを回避し、企業価値向上に資する議決権行使を行います。

(3) スチュワードシップ責任を果たすための基本方針

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、受け入れることを表明しています。

また、当社は責任ある投資家として、これに対する取組みについて「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を定めています。

なお、本年 5 月 29 日に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことに対応し、同方針について以下のとおり改正致しました。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、投資先企業やその事業環境等に関する理解を深めた上で、投資先企業との対話や議決権行使を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、お客様からお預かりしている資産の運用効率の向上を図ることに努めます。

そのため、当基本方針を定めて公表するとともに、具体的には、以下の 2 点を主眼としてスチュワードシップ活動を実施します。

- (1) 株主還元(配当、自社株買い等)の強化
- (2) 株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備

なお、特別勘定の株式運用については、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に運用委託しており、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう同社に要請し、その結果をモニタリングします。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、法令および別に定める「利益相反管理方針」に則り、適切に管理を行います。また、議決権の行使に当たり、資産運用部門は、法人営業部門から独立して適切に業務を執行する体制としています。

特に、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面として、以下のような場合を特定し、より厳正な利益相反の管理を行います。

- (1) 保険契約や投融資等において一定の取引がある投資先企業へ議決権を行使する場合
- (2) 当社の役職員が取締役・監査役を兼職している投資先企業へ議決権を行使する場合

これらについては、社外の専門家を委員に含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」において、利益相反管理の観点から事前に賛否判断について審議を行います。

また、一連の議決権行使プロセスの適切性についても、内部監査部門より監査を受ける体制としてあります。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を適切に果たす上で、投資先企業の状況を的確に把握することが重要であるとの認識の下、調査活動や対話により継続的に投資先企業の状況把握に努めます。特に、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めます。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、中長期的視点からの投資先企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で行うことに努めます。また、こうした取組みを通じて、当該企業との認識の共有を図るよう努めます。投資先企業との対話については、投資先企業の状況把握の結果や議決権行使結果等を踏まえ、適宜、優先順位づけを行い対応します。

当社は、投資先企業の「未公表の重要事実」を取得することなく、投資先企業との対話を行うことを企図しておりますが、投資先企業との対話の中で、仮に「未公表の重要事実」を取得した場合には、法令および社内規程に則り、厳正に対処します。

なお、投資先企業との対話については、必要に応じて他の機関投資家と協働して実施することも検討します。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、お客様からお預かりしている資産を運用するにあたって、適切な議決権行使は、投資先企業の企業価値の維持・向上に繋がる重要な手段であると考え、別に定める「議決権行使の方針」および「議決権行使ガイドライン」を公表し、これに従いすべての保有株式について議決権を行使するよう努めます。

また、議決権行使の判断基準である「議決権行使ガイドライン」については、定期的に見直しを行います。

議決権行使結果の公表については、議案の主な種類ごとに整理・集計を行い、さらに、会社提案に対して反対した議案については、個別の企業名、議案に加え、反対の理由も併せて公表し、投資先企業の企業価値の向上を促すとともに、議決権行使の透明性向上を図ります。

なお、当社は、中長期的な保有を前提に、個別銘柄選択を重視した株式ポートフォリオを構築しています。個別の投資先企業および議案を全件開示する場合、当社の投資行動に対する憶測により株価への影響が生じるなど、ご契約者利益を損ねる可能性もあることから、会社提案に反対した議案についてのみ開示する方針とします。

当社は、議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行う場合には、議決権の確保に留意して取引を行います。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ活動への取組方針、および活動状況について、定期的に、当社ホームページにて公表します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、「投資先企業の状況の的確な把握」、「投資先企業との対話」「適切な議決権行使」等のスチュワードシップ責任を果たすための活動を的確に行うことができるよう、人材の育成や社内体制の整備・改善に努めます。

また、スチュワードシップ活動における透明性の確保やガバナンス強化の観点から、社外の専門家を委員に含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」を設置し、活動方針やプロセスについてチェックや助言を受けることを通じ、スチュワードシップ活動の改善に向けた取組みを推進するとともに、活動実績について定期的に自己評価を行い、その結果を公表します。

2. 平成 28 年度スチュワードシップ活動状況

(1) 日本版スチュワードシップ・コードの改訂への対応について

① 日本版スチュワードシップ・コードの改訂に対応した基本方針の改正

本年5月29日に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことを踏まえ、前述のとおり、利益相反管理（原則 2）、議決権行使結果の開示方針（原則 5）、スチュワードシップ活動の自己評価（原則 7）を中心に、「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を改正し、スチュワードシップ活動の体制の拡充を図りました。

② 「スチュワードシップ活動推進委員会」の設置と活動状況

本年5月に社外委員を含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」を設置しました。

議決権行使における利益相反管理やスチュワードシップ活動の強化に資する助言を得ることを通じてガバナンス体制の強化と透明性の確保を図ってまいります。

<スチュワードシップ活動推進委員会の概要>

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ活動の推進 ・スチュワードシップ活動に係るガバナンス体制の強化と透明性の確保
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」の改正 ・「議決権行使の方針」の改正 ・年度毎のスチュワードシップ活動方針 ・年度毎のスチュワードシップ活動の自己評価、結果公表 ・「議決権行使ガイドライン」の改正 ・重要な議決権行使議案(※)の審議 ・議決権行使結果の集計および公表
構成	社内委員：スチュワードシップ活動担当部門（証券運用部）および利益相反管理部門（コンプライアンス統括部）の担当執行役員、部長 社外委員：弁護士、学識経験者等、社外の専門家
開催頻度	原則として年3回

※当社と一定の取引関係がある等により、利益相反のより厳正な管理が必要である企業の議案を「重要な議決権行使議案」と定義しています。

同委員会は本年 11 月末までに 4 回開催しました。主な協議内容は以下のとおりです。

- 第 1 回(6 月)
 - 重要な議決権行使議案について、利益相反管理の観点から賛否判断を審議
- 第 2 回(6 月)
 - 賛否判断に伴う投資先企業との対話内容の確認
- 第 3 回(9 月)
 - 議決権行使判断のプロセスの妥当性の検証
 - 議決権行使結果の集計の検証および公表方針の検討
- 第 4 回(11 月)
 - 「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」についての審議
 - スチュワードシップ活動の自己評価の確認
 - 「利益相反管理方針」の改正内容の報告

③ 「議決権行使の方針」「議決権行使ガイドライン」の改正

本年 2 月および 5 月に議決権行使の実効性を高めるため「議決権行使の方針」と、議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」を改正し、公表しました。

【主な改正点】

- 「議決権行使の方針」(2 月・5 月改正)
 - 利益相反管理を強化する観点から、社外委員を含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」を設置し、重要な議決権行使議案について審議を行うプロセスを追加
- 「議決権行使ガイドライン」(2 月改正)
 - 当社がスチュワードシップ活動の主眼としている「株主還元強化」「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」に関する議案を中心に、精査項目の追加や基準の引き上げを実施

[\(リンク\)「議決権行使の方針」および「議決権行使ガイドライン」](#)

<主な精査項目の追加や基準の引き上げを行った改正点>

※「●」は基準の引き上げ項目、「○」は追加項目。

	精査対象とする基準の主な改正点
株主還元	<ul style="list-style-type: none"> ● 「配当性向」について、精査対象となる基準を10%から15%に引き上げ ● 「十分な資金を有しているにもかかわらず、継続的に低水準の配当」に該当する場合の基準を10%から30%に引き上げ
コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「3期連続ROE(自己資本利益率)が5%未満」の場合を追加 ○ 「社外役員の再任候補者の取締役会・監査役会出席率が75%未満の場合」を追加(上場企業) ○ 退職慰労金等贈呈議案の精査対象に「不祥事により社会的信用を失墜させ、企業価値を毀損させている場合」を追加

④ 「議決権行使ガイドライン」の改正に基づく対話の実施

本年6月の株主総会開催時期にかけて、当社ポートフォリオを構成している167社の中で重要性が高い投資先企業45社に対し、改正後の「議決権行使ガイドライン」の考え方およびガイドラインの運用方法を説明するとともに、当社がスチュワードシップ活動において重視している「株主還元の強化」「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」について対話を行い、課題についての認識の共有を図りました。

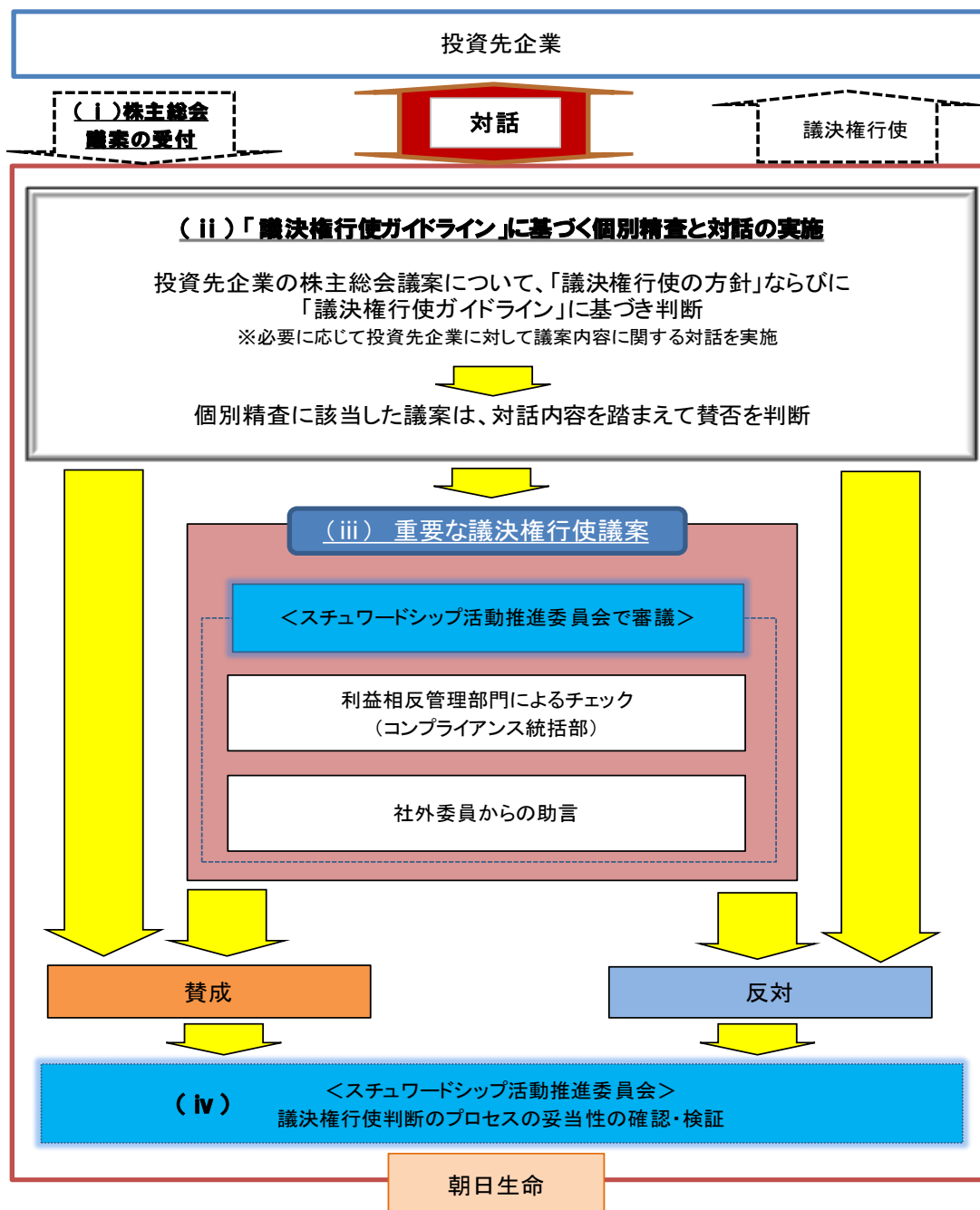
(2) 議決権行使の実施状況

<一般勘定>

① 議決権行使プロセス

当社は、お客様からお預かりしている資産を運用するにあたって、適切な議決権行使は、投資先企業の企業価値の維持・向上に繋がる重要な手段であると考えています。そのため、「議決権行使ガイドライン」に則り、投資先企業のコーポレートガバナンス、業績・財務状況、資本政策、株主への利益還元姿勢、等の視点から議案毎に賛否判断を行いました。

【議決権行使プロセス】



(i)～(iv)の概要は次頁のとおりです。

(i) 株主総会議案の受付

当社の投資先企業で、平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月に株主総会が開催された企業は 167 社です。

なお、このうち、前頁の【議決権行使プロセス】に基づき、平成 29 年 5 月以降(「スチュワードシップ活動推進委員会」設置後)に賛否を判定した企業は 138 社です。

(ii) 「議決権行使ガイドライン」に基づく個別精査と対話の実施

スチュワードシップ活動担当部門(証券運用部)は、すべての株主総会議案について、「議決権行使ガイドライン」に基づき一次査定を行います。

特段問題のないものは、原則賛成とし、「議決権行使ガイドライン」に該当した議案については、個別精査を行います。特に、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、ROE向上等の観点から課題があると考えられる議案については、投資先企業との対話を行い、投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明します。

このような経緯を踏まえて、最終的な賛否を判断しています。

なお、前頁の【議決権行使プロセス】において、個別精査に該当した企業は 91 社であり、そのうち対話を実施した企業は 75 社となりました。

(iii) 重要な議決権行使議案

「重要な議決権行使議案」の行使判断については、「スチュワードシップ活動推進委員会」において、利益相反管理部門(コンプライアンス統括部)によるチェック、社外委員による専門的な立場からの助言等を踏まえて、賛否を決定しました。

なお、同委員会での審議対象は 17 社となりました。

(iv) 議決権行使結果の事後チェック

賛否を判断したすべての議案につき、「スチュワードシップ活動推進委員会」において、議決権行使判断のプロセスの妥当性の検証を行いました。

検証の結果、当社の議決権行使判断のプロセスが妥当であること、および利益相反の問題がないことを確認しました。

② 議決権行使結果

当社では、投資先企業の議決権行使に当たって、数値基準を含めた「議決権行使ガイドライン」を開示し、その内容を投資先企業に事前に丁寧に説明しております。加えて、今年度より設置した社外委員を含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」において、より厳正に利益相反管理すべき重要な議案をすべて事前に審議するなどの取組みを通じて、適切な議決権行使のための利益相反管理の強化や透明性の確保に努めております。

議決権行使結果の公表においては、議案の主な種類ごとに整理・集計を行い、さらに、会社提案に対して反対した議案については、個別の企業名、議案に加え、反対の理由も併せて公表し、投資先企業の企業価値の向上を促すとともに、議決権行使の透明性向上を図ることとします。

一方、当社は、中長期的な保有を前提に、個別銘柄選択を重視した株式ポートフォリオを構築しています。個別の投資先企業および議案を全件開示する場合、当社の投資行動に対する憶測により株価への影響が生じるなど、ご契約者利益を損ねる可能性もあることから、会社提案に反対した議案についてのみ開示する方針といたします。

(i) 集計開示

当社の投資先企業で、平成28年7月～平成29年6月に株主総会が開催された企業に対する議決権行使結果は以下のとおりです。

<企業数ベース>

(単位:社)

対象企業数	167
賛成企業数(※1)	158
反対企業数(※2)	9

※1 会社提案に全て賛成した企業数。

※2 会社提案に1件以上反対した企業数。

<議案ベース(※3)>

(単位:件)

議案	賛成	反対	合計
剰余金処分	128	0	128
取締役選任(監査等委員である取締役選任含む)	180	5	185
監査役選任(補欠監査役選任含む)	120	2	122
退職慰労金贈呈	20	3	23
役員報酬改定・役員賞与支給	33	0	33
定款一部変更	59	0	59
買収防衛策	13	0	13
業績連動型・譲渡制限付株式報酬の付与	8	2	10
その他会社提案(※4)	50	0	50
会社提案合計	611	12	623

	賛成	反対	合計
株主提案	0	42	42

※3 親議案ベースで集計。

※4 その他会社提案には、株式併合、監査等委員である取締役の報酬額設定等が含まれます。

(ii) 個別企業への議決権行使結果

a. 反対議案

「議決権行使ガイドライン」の個別精査に該当したため、個別の対話により対象議案についての問題点や対応状況について確認したものの、企業価値向上やコーポレートガバナンスについて懸念があると判断した結果、会社提案に「反対」とした議案は以下のとおりです。

証券コード	会社名	総会日	総会種類	議案番号	候補者番号	議案分類	反対理由
2267	ヤクルト本社	2017/6/21	定時	1	11	取締役選任	社外取締役の取締役会出席率が合理的な理由がないにもかかわらず75%未満と低い ため、社外取締役として期待される経営に対する牽制機能が働かないと判断しました。
					12	取締役選任	
3948	光ビジネスフォーム	2017/3/30	定時	4		退職慰労金贈呈	社外監査役への退職慰労金贈呈は、社外監査役に期待される経営に対する牽制機能が低下する懸念があると判断しました。
4025	多木化学	2017/3/30	定時	3	1	取締役選任	独占禁止法違反による課徴金納付命令を受け、再発防止策を講じたにもかかわらず、再度、立入検査を受けたため、ガバナンス態勢が不十分であると判断しました。
					2	取締役選任	
					3	取締役選任	
					4	取締役選任	
					5	取締役選任	
					7	取締役選任	
					4	1	
				2	監査役選任		
3	監査役選任						
4461	第一工業製薬	2017/6/27	定時	5		取締役に対する譲渡制限株式の付与	経営者への株式報酬の付与は、株主との価値共有化という目的は理解できるものの、社外取締役や監査役を対象に含めることは、期待されている牽制機能が低下する懸念があると判断しました。 また、譲渡制限の解除には、一定の期間が必要と考えています。
				6		監査役に対する譲渡制限株式の付与	

証券コード	会社名	総会日	総会種類	議案番号	候補者番号	議案分類	反対理由
6310	井関農機	2017/3/30	定時	4	1	取締役選任	独占禁止法違反による課徴金納付命令を受け、その後、再発防止策を講じたにもかかわらず、翌年、再度、別件で課徴金納付命令を受けたため、ガバナンス態勢が不十分であると判断しました。
					2	取締役選任	
					3	取締役選任	
					4	取締役選任	
					5	取締役選任	
					6	取締役選任	
					7	取締役選任	
					8	取締役選任	
					9	取締役選任	
					10	取締役選任	
					5	1	
6755	富士通ゼネラル	2017/6/20	定時	2	1	取締役選任	独占禁止法違反に対して、再発防止策を講じているものの、課徴金納付額等の損失額の当期純利益に対する影響が大きいと判断しました。
					2	取締役選任	
6901	澤藤電機	2017/6/23	定時	6		退職慰労金贈呈	社外取締役および社外監査役への退職慰労金贈呈は、社外取締役および社外監査役に期待される経営に対する牽制機能が低下する懸念があると判断しました。
6955	F D K	2017/6/28	定時	2	1	監査等委員である取締役選任	在任中、無配を継続する等業績不振であった代表取締役社長が退任し、同時に監査等委員として取締役に就任することは、ガバナンス態勢や株主還元の観点から望ましくないと判断しました。
9991	ジェコス	2017/6/22	定時	4		退職慰労金贈呈	社外監査役への退職慰労金贈呈は、社外監査役に期待される経営に対する牽制機能が低下する懸念があると判断しました。

b. 賛成議案

「議決権行使ガイドライン」の個別精査に該当したものの、個別の対話により対象議案についての問題点や対応状況、企業価値向上に向けた取組み状況等を確認した結果、会社提案に「賛成」とした事例は以下のとおりです。

議案	個別精査該当内容 および賛否の考え方	賛成事例
剰余金 処分	<p>配当性向が著しく低い場合は（総還元性向15%未満）個別精査とし、財務内容、将来の成長のための設備投資予定、株主還元に対する考え方等を踏まえて、賛否を判断しています。</p>	<p>当該企業は、業績が悪化した時期があったものの、その後、業績が堅調に推移し、配当余力がある状態まで回復していました。 一方で、増配は実施しているものの配当性向については、当社の求める水準（配当性向15%以上）を下回っていました。 対話のなかで、財務安定化に向けて、更なる内部留保が必要であると考えていること、業界固有の事情に基づく現預金確保の必要性があること、今後、業績が堅調に推移した場合はさらなる増配が期待できることを確認できたことから、賛成としました。</p>
	<p>十分な資金を有するにもかかわらず継続的に低水準の配当（3期連続で配当性向30%未満）を提案する場合は個別精査とし、現預金を保有する理由、将来の成長のための設備投資の考え方、株主還元に対する考え方等を踏まえて、賛否を判断しています。</p>	<p>当該企業は、堅調な業績が継続し、現金等が有利子負債を大きく上回り、配当余力が高まる状況となっていました。 一方で、増配は実施しているものの配当性向については、当社の求める水準（配当性向30%以上）を下回って推移しておりました。 度重なる対話のなかで、海外事業拡大に向けた設備投資等の資金需要があることが確認できたこと、株主還元に対する課題認識を共有し、今後策定予定の中期経営計画の中に株主還元に関する項目を記載することを検討する方向性を確認できたことから、賛成としました。</p>
取締役 選任	<p>法令違反等の不祥事により企業価値を毀損させている可能性がある場合は個別精査とし、再発防止策とその実効性、不祥事等の連続性、発生した損害額等が業績に大きな影響を与えているか等を確認し、賛否を判断しています。</p>	<p>当該企業は、当会計期間において、独占禁止法違反による排除命令および課徴金支払命令を受けていました。 対話のなかで、適切な再発防止策を実施し、その後、同様の事案が発生していないこと、課徴金等を含む損害額が、当該企業の利益水準に比して軽微であったことが確認できたことから、賛成としました。</p>
	<p>ROEが3期連続5%を下回った場合は個別精査とし、低ROEに留まっている原因・課題、およびROE改善に向けた取組み等を確認し、賛否を判断しています。</p>	<p>当該企業は、ROEが5%を下回り、収益性の低い状況が継続していました。 対話の中で、従来まで売上高重視の経営を行っていたが、不採算案件からの撤退、製造過程の改善による効率化等、収益性向上に向けて取り組むこと、および中期経営計画等の経営目標を公表することを検討する等、ROEの改善について前向きな姿勢を確認できたことから、賛成としました。</p>

<特別勘定>

特別勘定とは、変額保険に係る資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類に係わる一般勘定資産とは区別して資産の管理・運用を行います。

特別勘定の国内株式運用は、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(朝日ライフ アセットマネジメント)へ投資一任契約に基づき委託しております。

運用スタイルは、クオンツモデルを活用したシステムティックな銘柄選択により、東証株価指数との連動性を重視しつつ、これを安定的に上回る収益を獲得することを目指しています。

このため、議決権行使につきましても、朝日ライフ アセットマネジメントの議決権行使に対する基本方針が、当社のスチュワードシップ責任を適切に果たすことができることを確認の上、平成29年4月以降、同社へ一任しております。

朝日ライフ アセットマネジメントでは、年金や投資信託、変額保険等の受託資産の議決権行使に際し、投資先企業に対する議決権の行使を企業価値向上のための重要な意思表示の手段と位置づけて「国内株式株主議決権行使ガイドライン」を定めており、特別勘定の投資先企業についても、同ガイドラインに基づいて議決権行使を行っております。

この結果、平成28年7月から平成29年6月の株主総会における議決権行使の賛否については、対象銘柄数378社、会社提案の議案数1,267件に対し、賛成した議案数は876件、反対した議案数は391件となりました。

【平成28年7月～平成29年6月の議決権行使結果(※)】

	(単位:件)		
	賛成	反対	合計
剰余金処分案等	245	21	266
取締役選任	174	227	401
監査役選任	185	42	227
会計監査人選任	10	0	10
退職慰労金支給	13	12	25
役員報酬額改定(役員賞与支給含む)	77	42	119
ストックオプション	33	31	64
定款一部変更	95	5	100
組織再編関連(株式交換、営業譲渡等)	7	0	7
その他会社提案(自己株取得、買収防衛策等)	37	11	48
会社提案合計	876	391	1,267
	賛成	反対	合計
株主提案	2	110	112

※ 親議案ベースで集計。

個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使の状況は、朝日ライフ アセットマネジメントのホームページにおいて、当社特別勘定の投資先を含め、同社が議決権行使を行った企業の一覧を開示しております。こちらをご覧ください。

[\(リンク\)朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 議決権行使結果](#)

(3) 対話の取組み

① 平成 28 年度の取組みについて

平成 28 年度は、以下の 3 つの観点から対話を実施しました。

(i) 投資先企業への改正後の「議決権行使ガイドライン」の説明

前述のとおり、本年 2 月の「議決権行使ガイドライン」の改正を踏まえ、投資先企業に「議決権行使ガイドライン」についての考え方およびガイドラインの運用方法の説明を行いました。

(ii) 課題の認識共有と意見交換

スチュワードシップ活動において主眼としている「株主還元の強化」「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」について、以下のような経営上の課題があると認められる企業に対して課題の認識共有を図り、改善に向けての意見交換を行いました。

- 継続的に配当性向等が低迷している企業
- 継続的に業績が低迷し、改善に向けた対応が求められる企業
- 法令違反等の不祥事が発生した企業

また、議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」に該当した議案については、対話に基づく個別精査を行い、特に、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、ROE向上等の観点から課題があると考えられる議案については、投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明しました。

(iii) 投資先企業の状況把握

決算説明会、IRミーティングへの参加、個別訪問などを通じて、市場環境の変化、それに基づく業績の影響、中期経営計画達成に向けた取組み、コーポレートガバナンス態勢等を確認し、投資先企業の状況把握に努めました。

② 当社ポートフォリオの課題

スチュワードシップ活動において主眼としている「株主還元の強化」「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」の観点からみた当社ポートフォリオの現状課題は以下のとおりです。

<株主還元の強化>

当社ポートフォリオの配当性向は、前年度からほぼ横ばいとなりました。

投資先企業の中に、足もとの好調な業績を背景に株主還元強化に前向きに取り組んでいる企業がある一方で、過去の財務状況悪化の経験や業績等の先行き不透明感等から、現預金等が積み上がっているにもかかわらず増配に慎重な企業(安定配当を継続する企業)も散見されました。

<株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備>

2期連続無配となった企業数は、前年度から減少しましたが、2期連続ROE5%未満の企業数は横ばいとなりました。

業界環境が厳しく短期的には収益性向上が困難であると見込まれる企業や、過去の設備投資等が収益に寄与していない企業も散見されました。

また、法令違反等の不祥事が発生した企業数は増加しました。

③ 平成 29 年度の取組みについて

平成 28 年度の議決権行使結果や対話の状況を踏まえて、引き続き以下のような経営上の課題があると認められる投資先企業を中心に対話を実施します。

(i) 継続的に配当性向等が低迷している企業

株主還元に対する考え方、設備投資計画等と株主還元とのバランス等について意見交換し、「株主還元の強化」を求めています。

(ii) 継続的に業績が低迷し、改善に向けた対応が求められる企業

業績低迷の要因と改善に向けた対応方針について意見交換を行い、早期の改善を求めています。

(iii) 法令違反等の不祥事が発生した企業

再発防止策の内容とその実効性、業績への影響等について意見交換を行い、ガバナンス態勢の強化を求めています。

(4) 自己評価

スチュワードシップ・コードの各原則・指針の実施状況の自己評価は以下のとおりです。

なお、原則4の「目的を持った対話」に関する課題認識や平成29年度の取組みについては、20ページをご覧ください。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことを踏まえ、当社の「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を改正し、公表しました。
- 特別勘定の株式運用について、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に運用委託していることから、アセットオーナーとしての方針を同基本方針に記述しました。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 「利益相反管理方針」に則り、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面について、管理の対象とする取引をあらかじめ特定のうえ類型化し、適切な管理を行っています。
- 議決権行使については資産運用部門が法人営業部門の意向を優先しないよう、資産運用部門と法人営業部門の組織を分離し、議決権行使権限などは資産運用部門に限定しています。
- また、利益相反管理を強化する目的で、社外委員を含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」を設置し、重要な議決権行使議案について賛否判断の審議を行いました。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 決算説明会、IR ミーティングへの参加、個別訪問などを通じて、市場環境の変化、それに基づく業績の影響、中期経営計画達成に向けた取組み、コーポレートガバナンス態勢等を確認し、投資先企業の状況把握に努めました。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 以下の2点を対話の主要なテーマとして位置づけ、投資先企業との対話を実施しました。
 - (1) 「株主還元強化」

配当性向の低い状態が継続している場合、および現預金等を多く保持しているにもかかわらず配当性向が十分でない場合はその理由および妥当性について意見交換を行いました。
 - (2) 「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」

中長期での株主還元に対する考え方、継続的に業績が低迷している場合は業績低迷の要因とそれに対する対応方針について意見交換を行いました。
- この他、必要に応じて、議決権行使ガイドラインに該当した株主総会議案の賛否を判断するための対話を行いました。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 「議決権行使の方針」および「議決権行使ガイドライン」を公表し、これに従いすべての保有株式について議決権を行使しています。
- 議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」について、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長を促すことを目的に、主として「株主還元」や「コーポレートガバナンス態勢」に関する項目を改正し、公表しました。
- 「議決権行使ガイドライン」は、法令等の改正やコーポレートガバナンスについての制度変更等を踏まえ、定期的に見直しを行っていきます。
- 当資料において議決権行使結果の公表方針と「議決権行使の実施状況」を公表しています。
- 個別の投資先企業および議案ごとの開示につきましては、反対した議案についてのみ、個別の企業名、議案に加え、反対の理由も併せて開示する方針とし、その理由は、「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」ならびに当資料「議決権行使の実施状況」に公表しています。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 当資料においてスチュワードシップ活動状況を定期的に公表しています。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- スチュワードシップ活動担当部門(証券運用部)内で、スチュワードシップ活動における対話や議決権行使を通じた成果をお互いにレビューし、担当者同士での共通認識の醸成を図っています。
- ESGやコーポレートガバナンスに関するセミナー等に参加し、専門性を高めています。
- また、「スチュワードシップ活動推進委員会」からの助言を踏まえ、スチュワードシップ活動全般のレベルアップを図っています。

以上